三　特定利用者情報の安全管理の方法に関する次に掲げる事項
イ　安全管理措置の概要
ロ　次の(1)又は(2)に掲げる場合にあつては、当該(1)又は(2)に掲げる場合の区分に応じ、当該(1)又は(2)に定める事項
(1)　外国に設置される電気通信設備に特定利用者情報を保存する場合（(2)に掲げる場合を除く。）　当該外国の名称及び当該特定利用者情報の適正な取扱いに影響を及ぼすおそれのある当該外国の制度の有無
(2)　(1)に規定する電気通信設備が第三者により設置されたものである場合において、当該電気通信設備が設置された外国の名称を知ることが困難なとき　当該第三者の名称
ハ　外国に所在する第三者に特定利用者情報の取扱いを委託する場合にあつては、当該外国の名称及び当該特定利用者情報の適正な取扱いに影響を及ぼすおそれのある当該外国の制度の有無
ニ　外国に所在する第三者が提供する電気通信役務であつて、情報の保存を目的とするものを利用して特定利用者情報を保存する場合にあつては、当該外国の名称及び当該特定利用者情報の適正な取扱いに影響を及ぼすおそれのある当該外国の制度の有無
四　利用者からの苦情又は相談に応ずる営業所、事務所その他の事業場の連絡先に関する事項
五　過去十年間（法第二十七条の五の規定により指定されている期間が十年に満たない場合には、当該期間）に生じた法第二十八条第一項第二号イ及びロに掲げる事故の時期及び内容の公表に関する事項

（特定利用者情報の取扱状況の評価）

第二十二条の二の二十四　法第二十七条の九第一項の規定による評価は、直近の事業年度における社会情勢、技術の動向、外国の制度、サイバーセキュリティ（サイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第百四号）第二条に規定するサイバーセキュリティをいう。）に対する脅威その他の状況の変化を踏まえ、少なくとも次に掲げる事項について行うものとする。

一　直近の事業年度における情報取扱規程及び情報取扱方針の遵守状況
二　直近の事業年度における特定利用者情報の漏えい

2　前項の規定は、法第二十七条の五の規定による指定の日を含む事業年度の翌事業年度から適用する。この場合において、当該翌事業年度における同項の規定の適用については、同項中「直近の事業年度」とあるのは、「法第二十七条の五の規定による指定の日から当該指定の日を含む事業年度の最終日までの間」とする。

［新設］

（特定利用者情報統括管理者の要件）

第二十二条の二の二十五　法第二十七条の十第一項の総務省令で定める要件は、次に掲げる要件のいずれかに該当する者とする。

一　電気通信役務の提供を受ける者又は電気通信事業以外の事業における顧客に関する情報の取扱いに関する業務のうち、次のいずれかに該当するものに通算して三年以上従事した経験を有すること。
イ　電気通信役務の提供を受ける者又は電気通信事業以外の事業における顧客に関する情報の取扱いに関する安全管理又は法令に関する業務
ロ　イに掲げる業務を監督する業務

二　前号に掲げる要件と同等以上の能力を有すると認められること。

［新設］